

石川県立高等学校専攻科修学支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 石川県立高等学校専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」という。）については、予算の範囲内で支給するものとし、その支給については、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 専攻科支援金は、知事が高等学校専攻科に通う低所得世帯の生徒に対して授業料に対する支援を行うことにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(支給の対象等)

第3条 専攻科支援金の支給の対象となる者（以下「受給権者」という。）は、県立高等学校専攻科に在学する者（以下「生徒等」という。）で、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等専攻科を修了していない者
- (3) 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限。）を超えない者
- (4) 保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第十六条に規定する保護者その他の生徒の就学に要する経費を負担すべきものとして別に定める者をいう。）の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、次のいずれかに該当する者
 - ア 保護者等が道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者（以下「住民税非課税世帯」という。）
 - イ 保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が85,500円未満である者（アに該当する者を除く。）（以下「住民税非課税世帯に準ずる世帯」という。）
- (5) 高等学校専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程を有する専攻科に通う者

2 前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、原則として、各号に定め

る時点から支給の対象としない。ただし、災害、疾病その他のやむを得ない事由があると認める場合はこの限りではない。

(1) 退学・停学（三か月以上のものに限る。）の処分を受けた者 処分を受けた日の属する月の翌月

ただし、停学処分を受けた者であって、三か月未満の期間で復学した者については、処分を受けた日の属する月の翌月から、処分が解かれた日の属する月までの支給をしないこととする（処分を受けた日と処分が解かれた日の属する月が同月の場合は、処分を受けた日の属する月の翌月の支給をしないこととする。）なお、この場合において、支給期間の進行は停止しない。

(2) 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者 翌年度の四月

(3) 一の年度における出席率が5割以下の者 翌年度の四月

(支給額)

第4条 専攻科支援金の額は、世帯の所得に応じて次の表に定める額を支給する。

対象となる世帯	支給額
住民税非課税世帯	月額9,900円
住民税非課税世帯に準ずる世帯	月額4,950円

(受給資格の認定等)

第5条 高等学校は、専攻科支援金を受けようとする者（以下「申請者」という。）から、高等学校専攻科修学支援金受給資格認定申請書（様式1）に保護者等の課税証明書等（生活保護受給者の場合は、生活保護受給証明書の提出に代えることができる。以下「課税証明書等」という。）を添付して提出させ、高等学校専攻科修学支援金受給資格認定申請者一覧（様式2）を作成し、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の提出があったときは、速やかに当該申請を審査のうえ、認定又は不認定を決定し、高等学校専攻科修学支援金の受給資格認定について（様式18及び別添1）により当該高等学校に通知するものとする。

3 知事は、高等学校を經由して、高等学校専攻科修学支援金認定について（様式3）及び高等学校専攻科修学支援金決定通知書（様式17）または高等学校専攻科修学支援金不認定通知（様式4）により、生徒等に通知するものとする。

(代理受領等)

第6条 学校設置者は、受給権者に代わって専攻科支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(収入状況の届出等)

第7条 高等学校は、受給権者から、毎年度、知事が別に定める日までに、高等学校専攻科修学支援金収入状況届出書(様式1)(以下「収入状況届出書」という。)に課税証明書等を添付して提出させ、高等学校専攻科修学支援金収入状況届出者一覧(様式7)を作成し、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による収入状況届出者一覧の提出があったときは、支給の可否及び支給額について判定し、高等学校専攻科修学支援金収入状況審査結果について(様式19及び別添1)により当該高等学校に通知する。

3 知事は、前項の判定により、第3条に規定する受給資格を満たさない者と認めた場合は、高等学校を通じて、高等学校専攻科修学支援金の受給資格の消滅について(様式6)により受給権者に資格消滅の通知をするものとする。

4 知事は、第2項の審査結果に基づき、高等学校を通じて支給対象者に、高等学校専攻科修学支援金支給決定通知書(様式17)により支給決定額等を通知するものとする。

(支給の差止め)

第8条 知事は、受給権者から、正当な理由なく収入状況届出書の提出がない場合には、受給権者に対する専攻科支援金の支給を一時差止めする決定を行い、受給権者が在学する高等学校を通じて、受給権者に高等学校専攻科修学支援金の支払の一時差止めについて(様式8)により通知するものとする。

(支給の停止)

第9条 高等学校は、受給権者が、休学等により、専攻科支援金の支給の停止を希望する場合は、高等学校専攻科修学支援金の支給停止申出書(様式9)を受給権者から提出させ、高等学校専攻科修学支援金支給停止申出者一覧(様式10)を作成し、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による支給停止申出者一覧の提出があったときは、その内容を審査し、支給停止の決定を行い、高等学校を通じて、高等学校専攻科修学支援金の支給停止について(様式11)により、当該受給権者に通知するものとする。

(支給の再開)

第10条 高等学校は、前条第1項の申出をした受給権者が、支給再開を希望する場合は、高等学校専攻科修学支援金の支給再開申出書(様式13)に収入状況届出書及び課税証明書等を添付して、受給権者から提出させ、高等学校専攻科支援金支給再開申出者一覧(様式14)を作成し、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による支給再開申出者一覧の提出があったときは、その内容を審

査し、申出が適当と認められるときは、申出のあった日の属する月の翌月から専攻科支援金の支給を再開し、高等学校を通じて支給対象者に高等学校専攻科修学支援金の支給の再開について（様式15）により通知するものとする。

（受給資格の消滅）

第11条 高等学校は、受給権者が、卒業、退学又は転学した場合及び第3条第2項に該当することとなった場合には、高等学校専攻科修学支援金受給資格消滅者一覧（様式5）を知事に提出するものとする。

2 知事は、高等学校から前項の規定による受給資格消滅者一覧の提出があったときは、高等学校を通じて、受給権者に高等学校専攻科修学支援金の受給資格の消滅について（様式6）により通知するものとする。

（個人対象要件証明書）

第12条 高等学校は、申請者が第3条第2項に規定する者に該当しないことを証するため、知事が別に定める日までに、個人対象要件証明書（様式20）を知事に提出するものとする。

（支給実績証明）

第13条 受給権者又は受給権者であった者は、専攻科支援金の支給の実績を証明する書類の発行を請求するときは、知事に高等学校専攻科修学支援金の支給実績証明書発行申請書（様式21）を提出し、高等学校専攻科修学支援金の支給実績証明書（様式22）の交付を受けることができる。

（支給決定の取消し等）

第14条 知事は、受給権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、専攻科支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- （1） 法令、本要綱、専攻科支援金の支給の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- （2） 専攻科支援金に関して、不正、怠慢、虚偽その他不適當な行為を行った場合

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。